

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	イチカポイント還元事業	①引き続き食料品等の物価高騰に苦しむ市民全体への支援及び消費喚起による市内事業者の経済対策のため、イチカの利用に付随して5%又は7%のポイントを付与する。 ②人件費・委託料・負担金 ③ ・会計年度任用職員報酬 1,133千円 ・費用弁償 34千円 ・地域通貨加盟店サポート業務委託料 739千円 ・地域通貨事業負担金 4,001千円 ・5%還元分7,500千円×7ヶ月×0.05 ・妊婦のための支援給付金分 11,000千円×0.05 ・イチカ+店上乗せ還元分 (7,500千円×7ヶ月+11,000千円)×0.02×0.65 ④全アプリユーザー及び市内加盟店舗	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費無償化事業	①物価高騰に直面する保護者等の経済的負担を軽減するため、市内の市立小学校に通う児童の給食費を免除する。(教職員を除く。) ②需用費(賄材料費) なお、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する ③ ・市立小学校の給食費の免除に係る費用179,816千円 【単価】380円×【児童数】2,600人×【回数】182回 ※その他財源として県補助金148,720千円を充当 ④市内の市立小学校に在籍する児童の保護者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費無償化事業	①物価高騰に直面する保護者等の経済的負担を軽減するため、市内の市立中学校に通う生徒の給食費を免除する。(教職員を除く。) ②需用費(賄材料費) ③ ・市立中学校の給食費の免除に係る費用95,850千円 【単価】440円×【生徒数】1,289人×【回数】169回 ※その他財源として一般財源24,814千円を充当 ④市内の市立中学校に在籍する生徒の保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する支援	中学校給食欠食者支援事業	①市内の市立中学校に通う生徒のうち、食物アレルギーにより給食の全部を欠食し、弁当等を家庭で用意している生徒の保護者等に対して、欠食内容に応じて給付金を支給し、物価高騰に直面する保護者等の経済的負担を軽減する。 ②給付金 ③【単価】6,700円×【欠食者数】8人×【期間(夏休み除く)】11ヶ月=589,600円 ④市内の市立中学校に在籍する生徒のうち、食物アレルギーにより給食の全部を欠食し、弁当等を家庭で用意している生徒の保護者	R8.4	R9.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	LPガス価格高騰対策事業者支援事業	①エネルギー価格の高騰が続くなか、市内の事業者の負担緩和を目的として、国等の支援が行き届いていないLPガス価格高騰の影響を受ける市内の中小企業者の事業継続を支援するため支援金を交付する。 ②補助金 ③ ・臨時支援金:【単価】50千円×【事業者数】200社=10,000千円 ・申請支援委託料:1,290千円 ④市内で営む主たる事業にエネルギー価格高騰の影響があり、市内の事業所において主たる事業の燃料としてLPガスを設置・使用している中小事業者。	R8.6	R9.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	市制度融資利子補給臨時支援事業	①エネルギー価格・物価高騰が続くなか、融資の返済が中小企業者の経営圧迫を加速しており、この負担緩和と事業継続を支援するため、天理市制度融資の残高がある市内の中小企業者に対し利子補給支援金を交付する。 ②補助金 ③ ・臨時支援金:【単価】50千円×【事業者数】250社=12,500千円 ・交付事務手数料:【単価】2,200円×250件=550千円 ④令和8年7月時点で天理市融資制度の債務残高のある中小企業者	R8.6	R9.3
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー事業者LPガス価格高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要なインフラとして運行を継続している公共交通事業者で、LPガスを燃料としているタクシー事業者に対し、燃料高騰分に係る影響の一部について支援金を交付する。 ②補助金 ③タクシー事業者 【単価】5万円×【LPガスを燃料とするタクシー台数】37台=1,850千円 ④市内に本店・営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者	R8.6	R9.3